平成２３年（フ）第１２４号
岐阜県中津川市落合754番地の１　市営住宅屋下団地３－５
債務者　加藤　雅子
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１２５号
岐阜県恵那市山岡町久保原1153番地
債務者　松村　直美
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１３１号
岐阜県中津川市落合26番地の308　サンリットコリーヌ102号室
債務者　丸山　　一
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１３４号
岐阜県中津川市駒場1135番地の８　ロイヤルハイム603号
債務者　吉村　卓也
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第５８号
京都府亀岡市北河原町２丁目２番13―204号
債務者　大江　裕次
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第５９号
京都府亀岡市北河原町２丁目２番13―204号
債務者　大江　眞澄
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第８６９号
大阪府高石市羽衣３丁目２番10号
債務者　山口建設こと　山口　保訓
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９９６号
堺市南区晴美台３丁２番５―304号
債務者　木村　　瞳
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０４７号
堺市南区赤坂台３丁９番22―402号
債務者　湯之上　功
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０４９号
大阪府河内長野市木戸東町８番10―103号
債務者　尾浦　徳彦
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５６号
北海道赤平市西文京町２丁目２番地
債務者　小川　　康
１　決定年月日時　平成23年９月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第６２号
北海道滝川市滝の川町西８丁目３番２―2306号みずほ団地
債務者　横溝登貴恵
１　決定年月日時　平成23年９月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第６６号
北海道芦別市北６条西３丁目16番地　やよい団地41号
債務者　小沢　照昭
１　決定年月日時　平成23年９月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第２２４号
茨城県つくば市城山21番地３
債務者　梅田　聖一
１　決定年月日時　平成23年９月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第３５６号
相模原市中央区横山２丁目16番１号　エステート座間504
債務者　阿部　　誠
１　決定年月日時　平成23年９月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３７０号
相模原市中央区弥栄１丁目18番８号
債務者　伊藤　典子
１　決定年月日時　平成23年９月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３７３号
相模原市緑区中野1346番地９
債務者　松尾　　弘
１　決定年月日時　平成23年９月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部